

Kodak Gray Scale

C Y M

© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



752-178



上海滿鐵時局資料第一編 上海事務所編
中支占領地區農業經濟概觀

上海滿鐵時局資料第一編

752
178

中支占領地區農業經濟概觀

南滿洲鐵道株式會社
上 海 事 務 所

752
178



凡例

一、本稿は、公刊の目的を以つて記述されたものではなく、他の意圖を以つて勿忙の間に纏めあげたものであるが、中支經濟復興に關する基礎的資料のひとつとして茲に上梓する次第である。従つて、本稿は専ら中支占領地區内の農村に關する若干資料の提示を主眼とし、問題の各般に五つて叙述の簡に過ぎる懐みがあるが、刊行を急ぐ關係から敢へて補填を加へなかつた。

二、本稿は調査課員刈屋久太郎の擔當になる。

昭和十三年五月二十日

同所寄贈本



南滿洲鐵道株式會社
上海事務所



中支占領地區農業經濟概觀

目次

前 言	一
一、自然的諸條件	五
土壤——氣候——雨量——水の意義	
二、栽培農作物	六
耕地類別——作物類別——農作物商品化率	
三、土地所有關係	一三
公有地——私有地——農民階層間土地分配狀況——土地集中と經營の零細化	
四、農 民 經 營	一四
耕地面積——農業勞働——牲畜——農家經濟	
五、小 作 關 係	一四
小作形態——小作料率——小作料の性質——封建的遺制	
六、農 民 負 擔	三七
省、縣財政に於ける田賦的地位——稅率——稅目科則——徵稅實收例	
七、農 村 副 業	四八

農家經濟に於ける副業の意義——副業類別——副業の近況

八、農家負債

負債戸數——每戸當り平均負債額——負債の原因——利子——穀債(糧食貸借)

五五

九、農村金融

六一

金融機關——銀行放款——典當

六五

十、結言

一一

中支占領地區農業經濟概觀

前言

上海落ち、南京落ち、今まで徐州の陥落も目撃の裡にあり、皇軍進出の鬼速は「中支占領地區」を日々に擴展せしめてゐる。昨日の「占領地區」は今日のそれではない。今日のそれは明日の「占領地區」ではないであらう。從つて本稿は於いても、考察の重點を主として上海・南京・杭州の三地點を結ぶ三角地帶に置くが、それと同時に、近き将来に於いて、江蘇・浙江・安徽の三省全般が、我方の勢力圈内に齎らるべきをも豫想して、筆を運ぶこととする。

第一表
蘇・浙・皖三省の面積と人口

(『中華民國統計提要』民國二十四年)

省	別	面積(平方千米)	人	口	每	人	口	平	密	方	度	
江	蘇	一〇九、五〇四	三五、九二四、〇〇〇	三一八	人	口	人	口	平	密	方	度

中支占領地區農業經濟概観

二

江	浙	安	浙
三省合計	江	浙	安
西	北	東	山
一五六、二六六	一一、九七一、〇〇〇	二八、四六六、〇〇〇	三六、五〇三、〇〇〇
一五六、二六六	一一、九七一、〇〇〇	二八、四六六、〇〇〇	三六、五〇三、〇〇〇
一七九、三四三	一七九、三四三	一五三、七二〇	一七九、三四三
三六八、一五三	三六八、一五三	一五三、二七四	一〇四、三七五
七八、三四九、〇〇〇	七八、三四九、〇〇〇	一五三、二七四	一〇四、三七五
二一、〇九三、〇〇〇	二一、〇九三、〇〇〇	一五三、二七四	一〇四、三七五
一二、一〇九三、〇〇〇	一二、一〇九三、〇〇〇	一四四	一九五
二二六	二二六	一四四	一九五
一八五	一八五	一四四	一九五
七七	七七	一四四	一九五

即ち上掲表に依れば、蘇・浙・皖三省の面積約三十六萬八千方秆、人口七千八百三十萬人、每平方秆當り人口密度二二六人である。

尙ほ参考の爲に南京・上海・杭州の三點を結ぶ三角地帯の面積と人口を示せば、江蘇省に於いては上海・南京の二市と上海・江寧・鎮江・句容・溧水・丹陽・青浦・奉賢・金山・川沙・太倉・嘉定・寶山・崇明・吳縣・常熟・崑山・吳江・武進・無錫・宜興・江陰の二十七縣、浙江省域に於いては杭州市・杭縣・海寧・餘杭・嘉興・嘉善・海鹽・崇德・平湖・桐鄉・吳興・長興・德清・武康・安吉の一市十四縣、合計三市四十一縣を包含するものとして、合計面積四三、一三三平方秆、人口一八、九八八、〇〇〇人、每平方秆當り人口密度四四〇人である。

尤も以上は總て總面積に就いてであつて、若し耕地面積より見るならば、三省の數字は次の如くなる。



第二表 蘇・浙・皖三省耕地面積と耕種指數(喬啓明、蔣傑『中國人口與食糧問題』民國二十六年四月)

省 名	總面積(市 畝) <small>(市畝)</small>	耕地面積(市 畝) <small>(市畝)</small>	耕種指數
江 蘇	二一〇、七八八、〇〇〇	一〇七、八七五、〇〇〇	六八・一%
浙 江	一五一、五九二、〇〇〇	五二、二三二七、〇〇〇	三四・〇
安 徽	一三四、〇一四、〇〇〇	八五、六〇九、〇〇〇	四〇・四
計	五七六、四〇四、〇〇〇	一四五、七一、〇〇〇	四二・六

從つて耕地人口密度も次の如く極めて高い(一平方哩)。

江蘇・浙江兩省

一一二八五

日本

二、四八五

今これを試みに面積の相匹敵す。日本内地と比較すれば、日本内地の總面積三十八萬二千平方秆、人口六千九百二十五萬人、一平方秆當一人口密度百八十一人(昭和十年國勢調査)、即ち面積に於いては日本内地は約二萬平方秆大きいが、人口に於いては却つて江蘇・浙江・安徽三省は八百萬人も多く、從つて人口密度も遙に高い。而も支那に於いては、近代的工業の發達が遅れ、農民戸數は全戸數の七三%(張心一氏推計)から七九%(土地委員會推計)を占めると見られて居り、且つ多くの學者が家畜・家禽迄もが耕地の上に飼育せられることを支那の特徴として指摘して居る點など、同様に稠密人口と謂ふも、日本や白耳義のそれとは質的相違のあることを注意すべきである。

一、自然的諸條件

一般に土地の自然的豊度は、土地の性質自體及びそれに作用する風土的諸要因に依つて規定づけられる。

中支占領地區農業の特質は、北支の旱田地帶なるに對比して、面貌的には、先づ水田地帶たることに求められるであらう。一體この地區は、數よりするも密度よりするも、支那に於ける最も人口稠密なる地域であるが、その土壤は大體鬆散にして且つ非石灰質性のものに屬する。從つて、地味自體よりすれば、北支の黃土地帶と對比して、肥沃であるとは決して言ひ得ない。ただ、氣候の溫暖、降水量の比較的な豊富、及び河川利用の潤澤とが、水田の開拓と稻の植栽とそして稠密人口の維持とを可能ならしめてゐるのである。

先づ氣候より言へば、中支占領地區は略々我が九州地方と同緯度に位置し、全年平均氣溫攝氏十五度前後、溫度も其と甚しくは相異してゐない。降水量は年一、一〇〇耗前後で、日本の年降雨量一、五〇〇耗内外と較べれば、必ずしも多量であるとは言ひ得ないが、然し、北支平原地帶の年降雨量五〇〇耗と比すれば、其の二倍以上に相當する。而も一年の中、五月より九月に至る五ヶ月は、雨量が比較的に多く、又雨量の「變率」も北支と異つて小さく、約一五から二〇以内にある。從つて中支占領地區は、大體に於いて、水田地帶としての好條件を具備してゐると言ひ得やう。

然し、斯かる年降水量の比較的な豊富は、中支占領地區に於いて、所謂「支那農業に於ける水の意義」を些かも減するものであり得ない。水稻は一定の溜水下に栽培せられることを絕對的條件とするが、降雨は數字的均等に於

いて得られるものではない。水田經營の最も重要な前提として、人工灌漑が前景に上る所以もあるのである。

今、若干の報告に依り、中支占領地區に於ける人工灌漑の必要を考察するに、江蘇省城に於いては、米作は年一回の栽培であり、「秋季の收穫」であるが、稻の全生育期間中（四月末——九月末）、就中本田移植（五月——六月）後、毎月約一五五耗の降雨量に相當する給水を必要とするにも拘らず、その實際降雨量は、五月九〇耗、六月一六六耗、七月一二七耗、八月一四八耗、九月一一八耗にして、自然の降雨のみでは、貧弱な收穫しか得られぬことになる。

また浙江省域に於いては、灌漑及び排水の充分なる情況にある水田では、毎年三毛作（稻——豆——麥）が可能であり、之を「三熟田」と名付けるが、不充分なるものは「一熟」或は精々「二熟」である。

同様にして安徽省域に於いても、稻の收穫上水の不足が感ぜられ、「一年中いつも、其處から豊富な追加の水が引き出され得る運河網」によつて補はねばならぬと言はれる。

從つて、「灌漑施設は支那に於ける園圃式耕作の基礎を爲し、その崩壊は支那農業にとつて破局を意味する」との言は、支那の他の何處に於いてよりも、中支占領地區に於いて恰當するのである。

一、栽培農作物

以上の如き自然的諸條件下に於ける中支占領地區の栽培農作物は、無論、米を以つてその最主要なるものとする。従つて、主として雜穀類を栽培する北支の旱田地帶と對比して、米の單一栽培がその特徴である。

先づ、北支と對比せる蘇・浙・皖（安徽）三省の、水田地帶としての地位を示せば、次の如きものである。
一體水田は、地價からするも收穫量からするも、畠地に比して倍額見當の價值を有し、その擔稅能力も畠地に遙かに優つてゐる。また他方、水稻は、統制された水の供給を必要とするが、土壤中より營養物質を吸收すること、他の草本類より極めて少いとは、諸學者の定説である。されば水稻は、枯渴せる土壤の上に稠密なる人口を擁してゐる中支占領地區に於いては、正に必須的な農作物と言ひ得るのである。

第三表 蘇・浙・皖三省水田及び旱地畝數表（單位千畝）

（國民政府主計處『統計月報』農業專號民國二十一年一、二月合刊所載）

省 別	田地總畝數 （千畝）	水田畝數 （千畝）		旱地畝數 （千畝）	對 す る 百 分 比 （%）
		水田 畝數	旱地 畝數		
浙 江 省	一六八三九	一、八三五	一四、九八四	五七八	七・五
安 徽 省	一八、六三九	一、四二六	五六、九三一	六・〇	六・〇
蘇 省	六〇、五六〇	三、六二九	八、四六七	八・二	八・二
江 西 省	一〇三、四三一	一〇八、一六七	九四、九六五	二・二	二・二
山 東 省	一一〇、六六二	一一〇、六六二	二、三九五	一、一〇九	一、一〇九
山 西 省	一一〇、六六二	一一〇、六六二	一〇八、一六七	一、一〇九	一、一〇九
綏 遠 省	一、一〇九	一、一〇九	一、一〇九	一、一〇九	一、一〇九
察 哈 爾 省	一、一〇九	一、一〇九	一、一〇九	一、一〇九	一、一〇九
江 蘇 省	九一、六六九	三五、五七四	五六、〇九五	三八・八	三八・八
浙 江 省	五三、五一	二〇、八三〇	三二、六八一	七一・三	七一・三
江 西 省	二九、八〇六	一一、四〇三	一一、四〇三	一一、四〇三	一一、四〇三
山 東 省	一一、四〇九	一一、四〇九	一一、四〇九	一一、四〇九	一一、四〇九

全支	一、一二六、七七一	三二八、三〇六	七九八、四六五	二九一
----	-----------	---------	---------	-----

以上は省単位のものであるが、他に、元東南大學農科の一九二四年(民國十三年)度調査に據れば、江蘇省南部三十五回約四千五百萬畝の中、畑地一六・四八%、「平田」(水を落し得る土地にして、收穫後他の耕作を行ひ得るもの)五三・四%、「佃田」(排水設備なく米作の外使用し得るもの)三〇・二%となつてゐる。蕪湖が全支第一の米作地として知名のことその他より推して、安徽全省域・浙江省域をも含めた中支占領地區全體に於いても、水田畝數は、省単位として見る時よりも、大なる比率を占めるものと思はれる。

然し、米の單一栽培とは言ふも、中支占領地區に於いては、等しく米の單一栽培をなす日本と少しく趣を異にし、栽培農作物の多様性に於いて、必ずしも北支に劣るものではない。其は、北支に於いては通常一年一作、乃至二年三作であるにも拘らず、中支占領地區に於いては、通常一年二作、前述せる「三熟田」に至つては、「稻がまだ刈取られない前に豆が植えられ、豆が刈入れられると、直ぐ小麥を植え、麥の收穫後直ちに播禾せられ」て、一年三毛作さへ行はれるからである。

今、蘇・浙・皖三省及び現中支占領地區の中、その軸幹部分をなす上海・南京・杭州の三點を結ぶ三角地帶に於ける、各種農産物の作付面積及び收穫高をみると、次の如くである。

第四表 蘇・浙・皖三省農産物作付面積(單位千畝、千元)

(國民政府主計處『統計月報』農業專號、民國二十一年一・二月合刊)

種	豆	米	薯	委	梁	麥	江		蘇		浙		江		安		徽		總		計	
							面積	產額	面積	產額												
菜							二四〇〇	一九〇〇	二四〇〇													
大							一七〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一七〇〇	一四〇〇	一七〇〇	一四〇〇									
穀							一七〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一七〇〇	一四〇〇	一七〇〇	一四〇〇									
甘							一七〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一七〇〇	一四〇〇	一七〇〇	一四〇〇									
玉							一七〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一七〇〇	一四〇〇	一七〇〇	一四〇〇									
栗							一七〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一七〇〇	一四〇〇	一七〇〇	一四〇〇									
高							一七〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一七〇〇	一四〇〇	一七〇〇	一四〇〇									
米							一七〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一七〇〇	一四〇〇	一七〇〇	一四〇〇									
蘇							一七〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一七〇〇	一四〇〇	一七〇〇	一四〇〇									
江							一七〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一七〇〇	一四〇〇	一七〇〇	一四〇〇									
浙							一七〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一七〇〇	一四〇〇	一七〇〇	一四〇〇									
安							一七〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一七〇〇	一四〇〇	一七〇〇	一四〇〇									
徽							一七〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一七〇〇	一四〇〇	一七〇〇	一四〇〇									
總							一七〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一七〇〇	一四〇〇	一七〇〇	一四〇〇									
計							一七〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一七〇〇	一四〇〇	一七〇〇	一四〇〇									

第五表 中支占領地區農産物作付面積及び收穫高一覽表

(上海・南京・杭州を結ぶ三角地帶内に限られ、隨つて安徽全省域は入つてゐない。)

作物	作付面積(畝)	收穫量(擔)	價額(元)	備考
	米	米	元	
梗米	一七六八四,000	五三六六,000	二三三六八,000	
圓谷米	一三九七,000	七三三,000	八三四五,000	
五穀米	一五〇五,000	七四三,000	九三三七,000	
高粱	一七七五,000	七〇,000	三〇八〇,000	のあり 作付面積數字の缺けるも
落花生	一六三〇,000	四〇,000	一五七九,000	
大麥	一六三〇,000	九,000	一〇〇,000	
裸麥	一六三〇,000	九,000	一〇〇,000	
小麥	一六三〇,000	九,000	一〇〇,000	
稻	一六三〇,000	九,000	一〇〇,000	
油菜	一六三〇,000	九,000	一〇〇,000	
甘藷	一六三〇,000	九,000	一〇〇,000	
玉蜀黍	一六三〇,000	九,000	一〇〇,000	
胡蘿蔔	一六三〇,000	九,000	一〇〇,000	
蔬菜	一六三〇,000	九,000	一〇〇,000	
棉	一六三〇,000	九,000	一〇〇,000	
茶	一六三〇,000	九,000	一〇〇,000	
其他	一六三〇,000	九,000	一〇〇,000	
豆	一六三〇,000	九,000	一〇〇,000	
菜	一六三〇,000	九,000	一〇〇,000	
花	一六三〇,000	九,000	一〇〇,000	
蜀	一六三〇,000	九,000	一〇〇,000	
麥	一六三〇,000	九,000	一〇〇,000	
麥	一六三〇,000	九,000	一〇〇,000	
麥	一六三〇,000	九,000	一〇〇,000	
豆	一六三〇,000	九,000	一〇〇,000	
類	一六三〇,000	九,000	一〇〇,000	
花	一六三〇,000	九,000	一〇〇,000	
類	一六三〇,000	九,000	一〇〇,000	
花	一六三〇,000	九,000	一〇〇,000	

註、以上は『中國實業誌』江蘇省及び浙江省より作製せられたものであるが、江蘇省二市二十縣、浙江省一市十五縣を包含し、總田畝數約三千五百萬畝である。

總計	三九九,700	四四三一五,000

尚ほ、以上の中、北支に於ける重要商品作物なる棉花は、中支占領地區に於いては主として常熟・太倉・嘉定・寶山・川沙・南匯地方に植ゑられ、支那民衆重要な嗜好品の一であり且つ海外にも多量に搬出される茶は、浙江省域より多く產出する。

更に、茲に特記すべきは、これ等農作物の凡ては、市場を目當として栽培せられることである。中支占領地區の農業は、支那の他の部分に於けると同じく、一般的には、既に没落した封建社會から踏襲した小生產様式に從屬して居り、從つて、それは尙ほ主として利潤の爲ではなく、生活の爲の農業として經營せられてゐるとは言へ、他面、支那社會を圍繞する特殊條件、所謂半殖民地性よりする諸事情は、占領地區農村を世界經濟へ緊密に結び付けることによつて、中支占領地區農産物の商品化の程度を、異常に高めてゐるのである。例へば、南京金陵大學調査に據るに、蕪湖縣に於ける農家の各種農作物の、市場搬出量と自家消費との比較は、次の如きものとなつてゐる。

第六表 安徽省蕪湖縣平均毎家各種作物の販賣量及び自用量の比較表

(南京金陵大學「蕪湖一百〇四農家之社會的及經濟的調查」民國十一年調査)

作物の種類	價值及び百分比			販賣	價値	百分比
	販賣	自用	販賣			
稻穀	一四三・一〇元	一三八・五二元	五一%	一〇・五二	一〇〇	四九%
小油	五・七四	五・三九	五二%	〇・八七	七〇	四八
大油	七八・七六	五・一二	五二%	〇・四九	三〇	一
小麥	〇・三八	〇・八三	一〇〇	三七・一〇	一〇〇	一
同種者	一	一	一	〇・八三	一〇〇	一
豆麥	一	一	一	一	一〇〇	一
小豌豆	一	一	一	一	一〇〇	一
同種者	一	一	一	一	一〇〇	一
麥	一	一	一	一	一〇〇	一
菜	一	一	一	一	一〇〇	一
稻穀	一	一	一	一	一〇〇	一
雜項	一	一	一	一	一〇〇	一
總計	一三八・九八元	一八七・八三元	四四%	五六%	一	一
百分比						

以上は、調査年度も少なからず古く、調査範囲も極めて限られてはゐるが、然し、中支占領地區農村の一班を示すものと言へる。今日では、如何なる僻村に於いても、その日用必需品の五〇%以上を市場の供給に俟たぬものはなく、その最も自給すべき筈の食糧品に於いてすらも、その大半は市場から購入する。而してこの傾向は、養蠶を中心とする地方に於いて甚だしいものと見るべく、「中國農村經濟資料」等に據るに、杭州笕橋附近の農家に於いて毎

年購入される糧食は、一年の全消費の七五%を占め、僅かに二五%を自給するに過ぎぬことである。

三、土地所有關係

土地所有(地權)は公有地と私有地とに大別せられる。

公有地

清朝時代に於いては、一般人民の所有にかかる「民地」の外に、官莊・官田・屯田・旗地・蒙地・族田・寺廟地等、種々なる形態の名目繁瑣な「公地」が存在したが、これ等の中現在迄残存する主要なるものは、族田・寺廟地及び官地の三種である。然し今日、斯かる身分制的土地位所有の溝塗が占める耕地の比率は、さまで大きなものではない。後出第七表及び第八表として掲げた内政部の調査は、遺憾にも江蘇省の數字を缺くけれども、兎に角、公地は一括して浙江省三・二六%(六七九千畝)、安徽省三・九二%(六三七千畝)となつてゐる。中支占領地區全體に限つてみても、略々同程度のものであらう。但し、この地權形態の構成分子個々の所有畝數は相當に大きく、殊に寺廟地に至つては、今尙數千畝数百畝を所有する寺院が少くない。

私有地

中南支に於ける土地關係に於いては、從來から一般に、北支と對比して、土地分配の不平等と地主的土地所有の發達とが特質とされてゐる。中支占領地區内の耕地の分配に關しても、信據するに足る資料を缺くが、同様のことが言ひ得られる。

今、浙江・安徽二省に就いては民國二十三年度調査の内政部『内政調査統計表』による資料を、江蘇省に就いては、極めて部分的調査ではあるが、無錫縣内二十ヶ村の資料を掲げれば、次の如くである。

第七表 浙江省土地分配狀況

(内政部『内政調査統計表』民國二十三年)

類別	農		戶		所有耕地	百分比
	戶數	百分比	戶數	百分比		
100畝以上者	一〇、八六五	○・六二%	三、八〇一、一二二	一八・二七%		
五一〇〇畝			一、四一、八一二	一一・五九		
三一七〇畝	三八、四五〇	一・一一	五・三一	一六・九九		
二一七〇畝	九二、六七三	一・四一	四、五三、二一四	二二・七四		
一〇畝以下者	一六八、六九二	一・四・四三	五、八五七、七四八	二八・一五		
公有耕地	一、三三一、〇六四	七六・四二	六七九、二二三	三一・二六		
總計	一、七四一、七四四	一〇〇・〇〇	一〇、八〇七、〇二四	一〇〇・〇〇		

第八表 安徽省土地分配狀況

(内政部『内政調査統計表』民國二十三年)

類別	農		戶		所有耕地	百分比
	戶數	百分比	戶數	百分比		
100畝以上者	六三、三〇五	一・六三%	一〇、八六一、三一〇	一五・六七%		
五一〇〇畝	一九五、〇二七	五・〇二	一三、二九四、一七八	一九・一七		
三一七〇畝	四六五、〇三二	一・九六	一七、一五五、三七三	二四・七四		
二一七〇畝	一、〇二五、四五五	二六・三八	一六、九五七、七九六	二四・三二		
一〇畝以下者	一〇、五二八、二五二	一五・一八	一〇、五二八、二五二	一五・一八		
公有耕地	一		六三六、九八七	〇・九二		
總計	三、八六六、九三六	一〇〇・〇〇	六九、三三一、九〇六	一〇〇・〇〇		

第九表 江蘇省無錫二十ヶ村に於ける土地分配表 (民國十八年)

(Chekiang, Present Agrarian Problem in China, 1933.)

類別	戶數		所有畝數	百分比	一戶平均畝數
	百分比	所有畝數			
地富中農主	五九戶	五・七%	三二二七畝	四七・三%	五四・五畝
一〇五	五八	五・六	一・二一〇六	一七・七	二〇・八
一九・八	一九・八	一・四一八	一一〇八	一一〇・八	六・九
一五	六・九	六・九	二〇・八	二〇・八	五四・五畝

貧農及び傭農	七一三	六八・九	九六五	一四・二	一・四
計	一、〇三五	一〇〇・〇	六、八〇六	一〇〇・〇	六・六

是に由つて之を觀るに、浙江省では、一極に於いて全農戸數の僅々〇・六二%（若し五一戸以上なら一・八三%）が全耕地の一八・二七%（括弧内五一戸以上、以下同じ、二九・八六%）を獨占し、他の極に於いては、二八・一五%の耕地しか所有してゐない七六・四二%の戸數が存在してゐる。實に、一・七四一、七四四の農戸數の中、一、三三一、〇六四の農戸は所有耕地一〇戸未満のものである。同様にして安徽省では、一・六三%（六・六五%）の農家が一六・六七%（三四・八八%）の耕地を所有する。無錫二十ヶ村では、調査戸數一、〇三五中の五九戸、即ち戸數の五・七%が全耕地の四七・三%を所有してゐることになつてゐる。而して、七一三戸即ち約七〇%の農戸が、一四・二%の耕地を持つに過ぎない。之を以つて江蘇省全體の實狀と言ひ得ぬは無論とするも、兎まれ、一應の傾向を示すには足りる。

一般的に言へば、一方に於ける土地の兼併集中、他方に於けるそれに對應する處の土地の零細所有化又は無所有化は、土地私有の必然的法則であり、資本制生産發達の基礎でもあるが、然し、先進國に於ける農業部門の資本主義の發展過程に於いては、土地の兼併集中が農業經營の擴大に伴はれたにも拘らず、支那に於いては、地權の集中は必ずしも農家企業の擴大を意味してはゐない。支那に於いては、土地の兼併は小作地の擴大を結果したとは言へ、前述の如き一方に於ける少數者への土地所有の集中は、他方に於ける多數者の所有地を零細化し、又は全然收奪すれば、中農・貧農の租入田畝統計を錄せば、次の如くである。

ることによつてのみ可能であつたのであり（一八八一年浙江駐在の英國領事の爲し報告によれば、江蘇省南部に於いては、土地の九〇%が自作農の手中にあつたと）、斯かる事情の下に於いては、土地所有の集中は經營の擴大を伴ふことがなく、従つて、小作地の擴大も何等西歐型の資本家の小作農の發達を意味してはなかつたのである。屢々謂はれる「支那農村の半封建性」なる言葉も、この意味に於いて用ひられるのであらう。

例へばその後になされた無錫縣内三ヶ村の調査に於いても、地主がその所有耕地の大部分を小作地（佃地）として貸出（出租）するのは勿論、富農に於いてすらも所有地に對する出租地の比重が増加し、漸次に收租地主に轉化する。其處には資本主義的農業企業の線に沿ふた發展は、毫も見ることが出來ない。前記三村の地主・富農の出租田畝及び中農・貧農の租入田畝統計を錄せば、次の如くである。

第十一表 無錫縣三村地主・富農出租田畝表

（韋健雄「無錫三ヶ農村の農業經營調査」『中國農村月刊』民國二十四年六月）

類別	所 有 田 畝	出 租 田 畝	所 有 田 畝 に 對 す る 出 租 田 畝 の 比 率
富 地 主	六一 戲	五四 四 戲	八九・〇%
富 農	二七五	一五六	五六・六
地			

註、後出第十四表を參照せられたい。

第十一表 無錫三村中農・貧農租入田畝表

類別	使用田畝	租入田畝	租入に對する率
中農	三五三畝	一七五畝	四九・七%
貧農	五四八畝	四七八畝	八七・四%

第十二表 第十・第十一表綜合統計表

類別	所有地%	租入地%	租出地%	使用地%
中富農	一三・六%	六七・五%	一・八%	五〇・八%
中農	三四・七	二四・八	五・一	三二・八
富農	五一・七	七・七	九三・一	一六・四
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
總				

また、無錫縣内前記三村の土地所有の集中が必ずしも農業經營の擴大を意味せず、却つて土地使用的分散を結果してゐる事情は、次表が明白にする。

第十三表 無錫縣三村各類農戶使用田畝

類別	使用田畝	每戶平均所有田畝
中富農	一五・四	一三・三〇畝
中農	一七・六三	一七・六三
富農	一七・六三	一七・六三
計	一、一四三・三	一〇〇・〇〇

尙ほ以下に、中支占領地區内各地に於ける農民各階層間の土地分配狀況に關する諸資料を掲げて、参考に供することとする。

第十四表 無錫縣三村(孫巷、莊前、大鴻橋)土地分配狀況

(董健雄『無錫三ヶ農村の農業經營調査』『中國農村月刊』第一卷第九期民國二十四年六月)

類別	所有田畝數	%	每戶平均所有田畝	每人平均所有田畝
中農	五三・五%	53.5%	一・一四三・三	一・一四三・三
富農	二二・〇	22.0%	一・一四三・三	一・一四三・三
貧農	二二・〇	22.0%	一・一四三・三	一・一四三・三
計	一・一四三・三	100.0%	一・一四三・三	一・一四三・三

中支占領地區農業經濟概觀

計	一二二	一·一四三	一〇〇·〇	七·〇	一·四
					二〇
農 戶	田 畝 數	全 農 戶 數 に 對 す る %			
五畝以下者		三三%			
十畝以下者		三八			
二十畝以下者		二五			
四十畝以上者		一			
四十畝以上者					
農 戶	田 畝 數	全 耕 地 數 に 對 す る %			
五畝以下者		一三·〇%			
十畝以下者		三一·〇			
二十畝以下者		三四·五			
四十畝以上者		一·五			
農 戶	田 畝 數	全 耕 地 數 に 對 す る %			
五畝以下者		三三%			
十畝以下者		三八			
二十畝以下者		二五			
四十畝以上者		一			

二〇

一·四

第十五表 江蘇省常熟縣土地分配狀況

(據動如『常熟農村現狀調查』上海『大晚報』民國廿三年十月十日)

農 戶	田 畝 數	全 農 戶 數 に 對 す る %	全 耕 地 數 に 對 す る %
五畝以下者		三三%	
十畝以下者		三八	
二十畝以下者		二五	
四十畝以上者		一	
農 戶	田 畝 數	全 耕 地 數 に 對 す る %	
五畝以下者		一三·〇%	
十畝以下者		三一·〇	
二十畝以下者		三四·五	
四十畝以上者		一·五	

第十六表 江蘇省常熟七ヶ村に於ける土地分配表 (民國二十二年)

(農村復興委員會『江蘇省農村調查』民國二十三年七月)

類 別	戶 數	百 分 比	所 有 田 畝	百 分 比	每 戶 平 均 畝 數
地 主	二 戶	一·三%	九〇	一·三%	九·〇 畝
中 富 地	三 戶	一·三%	三九	一·三%	一·三 畝
貧 農	一 戶	一·三%	一〇	一·三%	一·〇 畝
他 農	一 戶	一·三%	九	一·三%	九·〇 畝
農 戶	四 戶	一·三%	一〇	一·三%	一·〇 畝
計	一五四	一〇〇·〇	一一九·二	一〇〇·〇	一·四 畝

第十七表 浙江省崇德縣九村分配情形(A) (民國二十二年調查)

(孫麟村『浙江的土地分配』中國農村第一卷第五期)

所 有 田 畝 數 戶 數	百 分 比
一·九·九九	一·四·九九
一·九·九九	一·五·五
一·六·二	一·六二
一·二·四	一·二四
一·四·八	一·四八
三·三	八·六六%
三·五·五	三·五·五
三·六·〇	三·六·〇
二·六	二·六

中支占領地農業經濟概觀

總計	三八一	二四三	二一四	二二一

第十八表 浙江省崇德縣九村土地分配情形(B) (民國二十二年調查)
(孫曉村「浙江的土地分配」中國農村第一卷第五期)

類別	戶數	百分比	所有田畝數	百分比
地主	三九戶	二三六%	五八七〇〇畝	二三七八%
富農	九八戶	〇七五	一一八·三〇	一〇五九
中農	二七一戶	二四·五六	九一三·五〇	〇二二六
貧農及僱農	一八戶	六七·九二	九三九·六五〇	一·〇五
其他	四·五一	一八·七五	三六·四六	〇·五三
總計	三九九	一〇〇·〇〇	一、五七七·二〇	一〇〇·〇〇

第十九表 浙江省平湖に於ける土地分配表 (民國二十四年)

(中央政治學校地政學院平湖縣政府平湖之土地經濟民國二十四年)

種別	戶數	百分比	所有田畝	百分比
二〇畝未滿	三七、六七〇戶	九四·一二%	二三一·八五〇畝	六〇·七一%
二〇—五〇畝	一、七八九	四·四七	五〇·八三七	一三·九二
五〇—一〇〇畝	三二六	〇·八一	二一·〇二八	五·七五
一〇〇—五〇〇畝	二二一	〇·五四	三九·四〇一	一〇·七八
五〇〇畝以上	二六	〇·〇六	三二·二八八	八·八四
計	四〇、〇一三	一〇〇·〇〇	三六五·四〇四	一〇〇·〇〇

第二十表 安徽省十六縣(皖北三、皖中八、皖南五)及び一區に於ける土地分配狀況

(郭漢鳴、洪瑞堅「安徽省之土地分配與租佃制度」民國二十六年一月)

種別	戶數	百分比	所有田畝	百分比
二〇畝未滿	七八、六七二	七八·八七%	四八二·六九二畝	二六·六七%
二〇—五〇畝	一四、四六五	一四·五〇	四四九·八四三	二四·八六
計	四〇、〇一三	一〇〇·〇〇	三六五·四〇四	一〇〇·〇〇

中支占領地區農業經濟概観

五〇—一〇〇畝	四、二七五	四・一九	二九二、九五二	一六・一九
一〇〇—五〇〇畝	二、一八一	二・一八	三九一、七三四	二二・六五
五〇〇畝以上	一六〇	〇・一六	一九二、二九二	一〇・六三
計	九九、七五三	一〇〇・〇〇	一、八〇九、五一三	一〇〇・〇〇
				一一四

四、農民經營

耕地面積

元來支那の農家の經營面積は餘り廣くはない。金陵大學ロツシング・バツク教授の調査を綜合するに、七省、十七地方、二六六農家に於いて、毎戸普通平均二〇、三八畝、一人當り約四、二五畝(支那一畝は日本の約六畝に當る)となつてゐる。而して、占領地區各省についてみれば、他の調査では、一戸當り江蘇省一八畝(三〇作物畝)、浙江省一三畝(一七作物畝)、安徽省二〇畝(二七作物畝)である。(天野元之助氏稿「農村問題」「支那經濟年報」昭和十二年版所載)

尤も、中支占領地區に於ける農民經營の實狀を知る爲には、斯かる平均經營面積の外に、更に經營單位別に及び階層別に觀る必要があるが、先づ全般的な資料を示せば、

第二十一表 蘇・浙・皖三省農家土地經營面積分配狀況 (A)

(『農情報告』、第三卷、第四期)

省 別 名	省 別 名	報告 縣 數	各組經營面積之農家百分比				
			五畝以下	一〇畝以下	一〇—二〇畝	二〇—三〇畝	三〇—五〇畝
江蘇省北部	江蘇省南部	四八	四〇・五%	三五・三	三一・二	一一・九%	一・三・三%
安徽省北部	安徽省南部	四五	五三・五	二七・六	一四・二	一・四・四	五・一%
浙江省	浙江省	四五	三一・四	八・四	四・七	八・五	五・一%

第二十二表 同

(B)

省 別 名	省 別 名	報告 縣 數	各組經營面積之農家百分比				
			五畝以下	一〇畝以下	一〇—二〇畝	二〇—三〇畝	三〇—五〇畝
江蘇省北部	江蘇省南部	三九	四七	五一	一〇一—一五	一五—二〇	二〇—三〇
江蘇省南部	江蘇省南部	三九	三二	三三	一七	一七	一七
安徽省北部	安徽省南部	三九	三一	三三	一七	一七	一七
安徽省南部	安徽省南部	三九	三一	三三	一七	一七	一七
浙江省	浙江省	三九	三一	三三	一七	一七	一七

上掲二表の中、A表に據れば、地方によつて多少の相異はあるが、兎に角、各省を通じて、二十畝以下の零細な

耕地を經營する農家の戸數は、常に農家數の過半を占め、江蘇省七一・七%，安徽省六二・九%，浙江省八四・九%となつてゐる。而も其の上、更に表により仔細に見るならば、二十畝以下の零細農の中でも、十畝以下及び五畝以下の耕地經營者が、随分と大きい比率を占めてゐる。

次に、占領地区内各地の状況については、吾々は既に、前節に於いて無錫三村に於ける土地の集中化と同時に、その經營の零細化をもみた。今・浙江省嘉興縣五ヶ村に於ける經營土地分配表を掲げてみるに、

第二十三表 浙江省嘉興縣五ヶ村に於ける經營土地分配狀況

(馮紫岡編『嘉興縣農村調査』民國二十六年六月)

經營面積別	戸數	戶數割合		經營面積	面積割合
		戸數	割合		
二十畝以下	一、九九五戸	五九・四六	%	三三・七五〇畝	四一・〇二%
五〇—五〇畝	一、〇八一	二五・〇七	%	三〇・八三〇	三七・四七
五〇—一〇〇畝	一九七	四・五七	%	一三・〇八八	一五・九一
一〇〇畝以上	三九	〇・九〇	%	四・六〇九	五・六〇
合計	四、三一二	一〇〇・〇〇	%	八二・二七七	一〇〇・〇〇

この表に於いては、零細耕作者は一括して「二十畝以下」として掲げられてあり、第二十二表に於いて占むる一〇戸以下乃至五戸以下の耕作者の比率を考へる時、資料の取扱ひに多少の誤謬なしとせざるを得ぬが、兎に角、此處で

も二十戸以下の零細耕作者が、約六〇%の多數を占めてゐる。

更に、耕地の分散は實に以上のものに止つてはゐない。若し個々の經營に就いて之を觀察すれば、零細土地所有はまた、多年に亘る土地所有權の移動に因つて、耕地の零細分碎に依つて伴はれてゐる。再び例を無錫三村に採れば、吾々は、この地に於ける每農戸の經營面積の狹少と耕地分碎の零細に、驚歎を禁じ得ない。而も這の間、貧農はたゞに全經營の面積が富農よりも狹少なるのみでなく、每筆數の平均面積も富農に比して一層零細なることは注目に價ひする。

第二十四表 無錫三村土地分碎狀況表

種別	戸數	使用田畝	分碎塊數		平均一戸當塊り數	平均一塊畝數
			分	碎塊數		
地主	五	六六・五戸	三二	六・四塊	二・〇八	二・〇八戸
富農	一〇	一七六・三	八〇	八・〇	一・二〇	一・二〇戸
中農	三九	三五二・九	二一九	五・六	一・六一	一・六一戸
貧農	六七	五四七・六	三四八	五・二	一・五七	一・五七戸
計	一二一	一、一四二・三	六七九	五・六	一・六八	一・六八戸

經營耕地のかゝる零細化並びに分碎化は、技術的には農業生産上に牲畜や機械やの適用を可能ならしむ可き諸條件を廢除することにより、經濟的には小作料や土地價格を騰貴せしめ、實際の耕作の爲の資本投下を減少せしめて、

中支占領地農業經濟概観

以つて中支占領地區の農業生産力の發達を阻害し、以下に見る如き農家經營破産の一因となつてゐるのである。

農業勞働

之に就いては、前出無錫三村に關する調査資料を下に一括して掲げる。

第二十五表 無錫三村農業勞働分析表 (A)

階層別	階層別	階層別	階層別	階層別	階層別
農	農	農	農	農	農
計	計	計	計	計	計
三四五	二七〇	一九七	一九七	一九七	二七〇
三四五	一七〇	七一	三五二	二六人	九七〇
二九三	八六〇	三九	七	九六%	四七二〇日
八五	四四五八四	二二、七四二	七、六九〇	五五〇	一四七四〇
一五一	一四八	一七九	二三〇	二七五	一五二
					一八一日

第二十六表 同 (B)

耕作壯丁	耕作壯丁	耕作壯丁	耕作壯丁	耕作壯丁	耕作壯丁
平作均畝數人	平作均畝數人	平作均畝數人	平作均畝數人	平作均畝數人	平作均畝數人
一五人	一五人	一五人	一五人	一五人	一五人
七一〇	九七〇	三〇	三〇	三〇	三〇
三二	三二	三二	三二	三二	三二
三七	三七	三七	三七	三七	三七
五一、七七二	五一、七七二	五一、七七二	五一、七七二	五一、七七二	五一、七七二
四五二	四五二	四五二	四五二	四五二	四五二

耕作壯丁	耕作壯丁	耕作壯丁	耕作壯丁	耕作壯丁	耕作壯丁
耕作日數	耕作日數	耕作日數	耕作日數	耕作日數	耕作日數
二二、四〇二	二二、一五二	二二、一五二	二二、一五二	二二、一五二	二二、一五二
一九五	三三一	三三一	三三一	三三一	三三一
四五二	四六六	四六六	四六六	四六六	四六六

第二十七表 同 (D)

耕作壯丁	耕作壯丁	耕作壯丁	耕作壯丁	耕作壯丁	耕作壯丁
耕作日數	耕作日數	耕作日數	耕作日數	耕作日數	耕作日數
一五人	一五人	一五人	一五人	一五人	一五人
三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
三二	三二	三二	三二	三二	三二
三七	三七	三七	三七	三七	三七
五一、七七二	五一、七七二	五一、七七二	五一、七七二	五一、七七二	五一、七七二
四五二	四五二	四五二	四五二	四五二	四五二

第二十八表 同 (D)

耕作勞働力	耕作勞働力	耕作勞働力	耕作勞働力	耕作勞働力	耕作勞働力
耕作勞働力	耕作勞働力	耕作勞働力	耕作勞働力	耕作勞働力	耕作勞働力
一、二八〇人	一、二八〇人	一、二八〇人	一、二八〇人	一、二八〇人	一、二八〇人
五、七六〇	五、七六〇	五、七六〇	五、七六〇	五、七六〇	五、七六〇
一、二四〇三	一、二四〇三	一、二四〇三	一、二四〇三	一、二四〇三	一、二四〇三
九六・八	九六・八	九六・八	九六・八	九六・八	九六・八
七七・二	七七・二	七七・二	七七・二	七七・二	七七・二
五九・五%	五九・五%	五九・五%	五九・五%	五九・五%	五九・五%
八一五	八一五	八一五	八一五	八一五	八一五
一、四二七	一、四二七	一、四二七	一、四二七	一、四二七	一、四二七
八七一	八七一	八七一	八七一	八七一	八七一
二二・八	二二・八	二二・八	二二・八	二二・八	二二・八
四〇・五%	四〇・五%	四〇・五%	四〇・五%	四〇・五%	四〇・五%

總計	四六、九五七	九〇・七	四・八一五	九・三
----	--------	------	-------	-----

上掲諸表の中、(A)表からは、我々は、無錫農村の壯丁中一五%は、已に農耕から脱離してゐるのを見ることが出来る。(B)表からは、これは當然の現象ではあるが、農業外勞働に從事する壯丁の比重は、貧農層に於いて富農層より遙かに大きいのを知る。(C)表からは、中農、貧農の農業經營に於いては、地主、富農に比して、勞働力の浪費の大なることが示される。各國を通じて的一般的現象であるとは言へ、看過することは出来ない。

最後に(D)表では、無錫農村に於ける農業勞働は、その九三%が雇傭勞働に依存してゐるのを觀るが、之は、中山文化教育館の調査(一九三三年)が、長江流域に於ける傭農概數を人口總數の九、二七%と報じてゐると、符合してゐる譯である。

尙ほ、此の表に據れば、富農に於いてすらも、雇傭勞働力が全農業勞働中に占める比重は、其の四分の一に至つてゐない。同じく富農經營と言ふも、典型的な資本主義經營とは顯然たる相違のあることが窺見せられる。

牲畜

一般に、中南支及び日本の水田地帶に於いては、農業生產に於ける牲畜の意義は、人間勞働に比して、極めて低いのが特質の一つとせられてゐる。然し、此等の地帶に於いても、牲畜が土地以外の最も重要な生產手段であることは、他と變りがない。

中支占領地區に於いて、牲畜が農民經營上如何なる程度の意義を持つかは、據るべき資料なく、之を明らかにし

得ない。此次事變による役者の減少は、大經營を零細化させると共に、零細經營者はまた「雇牛費」の高騰の爲に更に大きな打撃を蒙るであらうことが、察知せられるのみである。依而、以下では、浙江省嘉興縣五ヶ村に關する調查報告により、農民各層に於ける牲畜の分配狀況を瞥見してみるに止める。

第二十九表 浙江省嘉興縣五ヶ村耕牛分配狀況

(鴻蒙編『嘉興縣農村調查』國立浙江大學、民國二十六年六月刊)

所有耕牛頭數	二十畝以下		二十畝—五十畝		五十畝—一百畝		一百畝以上		合計
	耕牛なきもの	一頭以下	一、七六六戸	四四一	七八二	七八四	三六七	一二一	
五	一	一	一	一	一	一	一	一	二、九九五
四	一	一	一	一	一	一	一	一	一、〇八一
三	一	一	一	一	一	一	一	一	一九七
二	一	一	一	一	一	一	一	一	三九
一	一	一	一	一	一	一	一	一	四、三一二
合計									

即ち右表に據れば、二十畝以下の過小經營では、過半數の農家が耕牛を所有せず、所有してゐる農家でも、一戸一頭或は一頭以下を所有してゐるに過ぎない。二十畝乃至五十畝の小經營では、過半數の農家が一頭を所有し、全く所有してゐないものは少ない。五十畝乃至一百畝以上の大經營では、過半數の農家が二頭を所有し、残りは主として三頭以上を所有してゐる。かくて經營面積が大きくなればなる程、各農家の所有耕牛頭數も多くなつてゐると言ふことが出来る。

以上、農業労働力に就いても、牲畜に就いても、資料は極めて局部的な地方に限られ、此を以つて中支占領地區全體を速断する譯には行かないが、然し一應の傾向を推知することは出来るでらう。

農家經濟

支那農民毎戸の年收入に就いては、確實なる資料を缺くが、大體、平均二〇〇元前後と言はれる。然しこれは飽く迄も平均數字であつて、支那農民の收入が如何に零細なものであるかは、金陵大學調査の左の詳細表が如實に物語つてゐる。

第三十表 支那農家年收入狀況

(ロッキング・パック、支那農家經濟研究所載)

年 收 入	浙 江 省 鄞 縣	江 蘇 省 各 村	安 徽 省 宿 縣
一一一五〇元	一九・四%	一六・五%	一・六九%

五一——七〇	二二・三	一一・四	一一・八
七一——九〇	二二・〇	一一・八	一一・八
九一——一〇〇	五・八	九・七	七・九
一〇一一一三〇	八・八	六・六	五・七
一三一一一五〇	六・〇	一・八	八・四
一一五一一二〇〇	九・八	二・二	九・五
二〇一ア一三〇	八・八	一・七	九・〇
五〇一一一〇〇〇	九・九	一・六	六・五
一、〇〇一一一、〇〇〇	九・九	一・七	九・九
一、〇〇一一一三、〇〇〇	九・九	一・七	九・九
三、〇〇一一一以上	九・九	一・七	九・九

以上は、金陵大學の調査の中占領地區に關する部分のみを摘記したものであるが、此によれば、平均年收入二〇〇元以下の收入しか持たぬ農家は、

浙江省鄞縣
安徽省宿縣
八三・〇%

安徽省宿縣
八一・二%

を占め、壓倒的大多數の農民は平均收入以下の收入しか得て居ないことを知り得よう。

次に毎戸の年支出状況を見るに、金陵大學調査では、農民每戸の平均支出は二三八元である。之を先の毎戸年收入と比較すれば、農民每戸の平均年收支相償はざるもの、二八元に及んでゐる。平均数に於いて既に然り、支那農民の大部分が高利貸の下へ走らざるを得ぬ所以を容易に理解し得る。

また次に、民國二十三年（一九三四年）全國經濟委員會、内政部及び財政部によつて組織された土地委員會の、十六省に亘る廣汎な調査資料から占領地區關係分をピック・アップしてみると、次の如き状況を示してゐる。

第三十一表 蘇・浙・皖三省農家收入状況百分比表（民國二十四年）

〔全國土地調査報告綱要〕民國二十四年一月所載)

省名	江蘇	浙江	安徽	十六省平均
調查縣數	一二二縣	一五八戶	一六三戶	一六三戶
調查總戸數	一五二三戸	一三九六八戸	一七四五三戸	一七四五三戸
もの	一六四戸	一六〇戸	一五二三戸	一五二三戸
収支餘りあるもの	七七〇戸	八八三戸	一三九〇戸	一三九〇戸
収支相等しきもの	一三三戸	一八三九戸	一七四〇戸	一七四〇戸
収支足らざるもの	一四〇戸	一四五〇戸	一九五四戸	一九五四戸
不明	一三一〇戸	一四一九戸	一九五一戸	一九五一戸

一五〇—一九九・九元	一四二〇	一一七八	一一三六	一一三六
二〇〇—二四九・九元	一〇四三	七七七	六六二	七六一
二五〇—二九九・九元	四七六	三一一	三六〇	三五七
三〇〇—三四九・九元	四五一	二七七	二八六	三〇二
三五〇—三九九・九元	二〇七	一二八	一六三	一七四
四〇〇—四四九・九元	二一二	一一〇	一三〇	一三三
四五〇—四九九・九元	〇九二	〇五二	〇八〇	〇六三
五〇〇—九九九・九元	三五三	一九五	一六二	一六二
一〇〇〇元以上	〇七二	〇六〇	〇四一	〇四一
不 明	〇七四	〇六一	〇八四	〇八四

即ち、此に據つても、年收二〇〇元未満の農家は、江蘇省七〇・一%、浙江省八〇・二九%、安徽省七八・六四%となつて、前掲金陵大學調査の数字と遜處はない。而して收支状況に就いては、同委員會の調査は次表の如くなつてゐる。

第三十二表 蘇・浙・皖三省農家收支狀況表（民國二十四年）

〔全國土地調査報告綱要〕所載)

省別	江蘇	三	五三三	五〇〇%	四五三%	三四六%	〇四四%
調査縣數	三	三	三	三	三	三	三

中支占領地區農業經濟概觀

十六省平均	一三	一七	二一	二五	二九三	三六四	三九八	四一〇	四一九	四六一	四九四	五二一	五五三	五六六	三九六
-------	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

此の表に據れば、收支償つて餘りある農家は、僅かに總戸數の一〇%—一〇%なるに反して、收支償はざるものには、全體の三五%以上五一%にも至つてゐる。而もその收支相償ふと稱するものと雖も、一度支那農村に足を踏入れた何人にも即刻首肯かるゝ如く、「その生活程度は驚歎に堪へざる程低く、且つその生活費を極度に切詰めなければ收支償ひ或は餘りあることは容易でない」とのことである。所詮は大多數の農家が高利貸の下に趨らざるを得ぬこと、前掲の報告と軌をしてゐる。

尙ほ、次に江蘇省常熟縣に關する調査を掲げて参考に供することとする。

第三十三表 常熟縣各類農家年收支狀況

(參照「常熟農村現狀調查」上海『大晚報』民國廿三年十月十日)

農 民 種 類	耕 種 田 數	平 均 收 入	平 均 支 出	損 益 狀 況
小 作 農	五畝以下者	七〇元	一〇〇元	損 三〇元
自 作 農	十畝以下者	一〇〇元	一二〇元	損 二〇元
	二十畝以下者	一六〇元	一六〇元	平

自 作 兼 小 作 農	四十畝以下者	八九元	一三五元	一四〇元	八九元	十三元
自 作 農	十畝以下者	八九元	一三五元	一四〇元	八九元	十三元
	二十畝以下者	一三〇元	一四〇元	一四〇元	八九元	十三元
	四十畝以下者	一四〇元	一五〇元	一四〇元	八九元	十三元
	五十畝以下者	一四〇元	一五〇元	一四〇元	八九元	十三元
	六十畝以下者	一四〇元	一五〇元	一四〇元	八九元	十三元
	七十畝以下者	一四〇元	一五〇元	一四〇元	八九元	十三元
	八十畝以下者	一四〇元	一五〇元	一四〇元	八九元	十三元
	九十畝以下者	一四〇元	一五〇元	一四〇元	八九元	十三元
	四十畝以上者	五六〇	三〇〇元	二〇〇元	一一〇元	一〇〇元

五、小 作 關 係

我々は既に、土地の集中と經營の零細化に就いて一瞥したが、その際、地主のみならず富農ですらも所有耕地を小作田として貸出すことを指摘した。中央農業實驗所の報告によれば、支那農民の約五四%が土地所有者との間に小作關係を取結んでゐるが、その中、占領地區關係三省の數字を示せば、次の如くである。

第三十四表 蘇・浙・皖三省、佃農・自耕農及び半自耕農佔總農戶之百分率表

(中央農業實驗所「農情報告」二十一年合計本所載)

省 名	小 作 農		自 作 農		自作兼小作農 %	報 告 數		
	元 年	二 十 年	廿 一 年	廿 二 年	元 年	二 十 年	廿 一 年	廿 二 年
浙 江 省	四 三	三 三	四 四	四 四	四 四	四 四	四 四	四 四
安 徽 省	四 二	四 二	四 一	四 一	四 一	四 一	四 一	四 一
江 蘇 省	二 七 六 %	五 二 九 %	一 九 五 %	一 〇 〇 %	一 〇 〇 %	一 〇 〇 %	一 〇 〇 %	一 〇 〇 %
平 均	二 二 一 九	五 七 〇	七 〇 一	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇

形態は種々多様で、内容も繁雜であるが、大別して、錢租（金納）、數租（定額現物納）及び收租（定率現物納）の三種を主要形態とする。中央實驗處の調査によると、中支占領地區關係三省に於いては、右三種の地代の割合は次表の通りである。

第三十五表 三種地代の占むる割合

(農情報告 第三卷、第四期)

省 名	報 告 縣 數		金 納 %		物 納 %		分 益 %	總 計
	江 蘇 省	浙 江 省	四 三	四 四	二 七 六 %	五 二 九 %	一 九 五 %	一 〇 〇 %
平 均								

即ち之に據れば、大約八〇%が現物小作料である。元來、物納地代はそれに特有な總ゆる欺瞞と不正とが附隨して、金納地代に比して著るしく不利とせられてゐるが、然し、支那に於いては、當事者の一方は無地乃至耕地缺乏の農民であり、他は鄉村の事實上の支配者なる所謂土豪劣紳である爲、その小作關係は、何れの形態をとるも、多分に主奴的關係を含み、小作料も甚だ多額なものとなつてゐる。

小作率

占領地區内各地を通じて、何れの小作形態に於いても、約五〇%が平均數字である。中央農業實業所の報告は、三種の地代とも現金に換算してゐるが、左に占領地區關係分を示してみる。

第三十六表(Α) 物納地代額

(農情報告 第三卷第四期)

省 名	最 高		最 低		額 (元)
	每 畝	畝	租	額	
浙 江 省	二 一 〇	一 〇 〇	曹 通		
江 蘇 省	一 一 二	〇 九 九	〇 八 八	三 一 三 四 元	四 六

第三十七表(B) 金納地代額

(『農情報告』第三卷第四期)

省 名	最 高 額 元	每 畝 額 元	租 通 額 元	低 額 元	最 高 額 元	每 畝 額 元	租 通 額 元	低 額 元	最 高 額 元	每 畝 額 元	租 通 額 元
江 蘇 省	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一一二〇	一一二〇	一一二〇	一一二〇	一〇五〇	一〇三〇	一〇三〇
浙 江 省	一一一〇	一一一〇	一一一〇	一一一〇	一一一〇	一一一〇	一一一〇	一一一〇	一一一〇	一一一〇	一一一〇
安 徽 省	一一一〇	一一一〇	一一一〇	一一一〇	一一一〇	一一一〇	一一一〇	一一一〇	一一一〇	一一一〇	一一一〇

第三十八表(C) 分益地代割合數

(『農情報告』第三卷第六期)

省 名	最 高 額 元	每 畝 額 元	租 通 額 元	低 額 元	最 高 額 元	每 畝 額 元	租 通 額 元	低 額 元	最 高 額 元	每 畝 額 元	租 通 額 元
江 蘇 省	一一三八	一一三八	一一三八	一一三八	一一二三	一一二三	一一二三	一一二三	一一一五	一一一五	一一一五
浙 江 省	一一〇七	一一〇七	一一〇七	一一〇七	一一〇七	一一〇七	一一〇七	一一〇七	一一〇七	一一〇七	一一〇七
安 徽 省	一一一〇	一一一〇	一一一〇	一一一〇	一一一〇	一一一〇	一一一〇	一一一〇	一一一〇	一一一〇	一一一〇

第三十九表(D) 三種地代換算比較と地價に對する百分比

(『農情報告』第三卷第六期)

省 名	每畝の普通地代額(元)			每畝普通地代の每畝普通地價に對する%		
	金 額 元	物 納 額 元	分 益 額 元	金 額 元	物 納 額 元	分 益 額 元
江 蘇 省	三・八	三・四	五・六	七・八%	七・八%	一二・八%
江 西 省	三・一	三・一	五・四	九・四%	九・四%	一六・四%
浙 江 省	四・三	四・六	五・九	九・六	一〇・三	一三・二

即ち之によれば、地主は土地に對する投資から毎年一〇%以上の利益を獲、十年にして土地價格分を回収し得る。富農すらも所有耕地を小作田に出し、漸次に收租地主化する所以も茲に存するのであつて、高率小作料は中支占領地區農業よりその合理的經營を廢除せしめてゐる最大の原因なのである。

小作料の性質

支那に現行せられる小作料の性質に就いては、異説もなくはないが、我々は、一般に支那を目して「半封建、半植民地的社會」となし來つた見解に做つて、支那の現行の小作料は封建的地代であり、地主・小作人の關係に於いては封建的收取關係が支配的であるとする。また、小作料の高率・高額も、一部分商品經濟、或は土地に對する需給關係と言ふ種々なる挿雜物によつて修正せられてゐることは争ひ得ぬこととしても、然し、基本的には「經濟外強制」に依つて維持せられるとしてゐる。此の點日本に於いては屢々問題になる「經濟外強制の有無」も、支那に於いて

は全く問題となる餘地なく、封建領主的專制自恣による收取が地主の公的私的權力によつて行はれてゐる事實は、全地域的に一般的なものとして、容易に指摘出來得る。以下、占領地區内に於ける三・四の事實を掲げる。

天野元之助氏稿「農村問題」(改造社『支那經濟年報』昭和十二年版)によるに、江蘇省常熟では、催徵史が一方には縣政府の命令を奉じ、他方地主の許可を得て、地稅及び小作料の督促を小作人にする。一九三三年には小作人の監禁されたもの八百餘名に達し、翌三四年には追租處が成立して一ヶ月もたたぬ間に押佃所に拘禁されたものが、四十餘人から百餘人に激増した。更に一九三五年追租處が開設されて數日の間に、四千餘の追租呈文を收め、その後拘押された小作人は一時六百餘名に達し、監獄は人で充満し、たゞよく鶴立して日を過ごすと釋せられ、五月に至るも尙ほ(前年五月より)拘押せられる者三百人を超え、その三分の二は自ら佃田を拋棄して宿欠を償はんとせりと。また押租(小作料保證金)は、宋の仁宗嘉祐三年(一〇五八年)當時に已に行はれた由であるが、現今では支那全省に亘つて見られ、殊に中南支に多いと言はれる。而も次表に據れば、一九〇五年以來却つて普及化する傾向さへある。

第四十表 押租田增加表

(霍明富「中國農田押租底進展」『中國農村月刊』民國二十四年一月)

地名	押租のある農田%			押租のない農田%		
	一九〇五年	一九一四年	一九二四年	一九〇五年	一九一四年	一九二四年
江蘇崑山	二五・五%	四〇・九%	六一・八%	七四・五%	五九・一%	三八・二%
江蘇南通	七一・九	七六・七	八八・一	二七・二	一二・三	一一・九

押租は、本來は一方には小作料の保證をなし、他方には佃權(小作權)の存在を表示するものであつたが、現今に於いてはその單純なる意義を失ひ、地主が小作人を收取する最も迅速にして確實なる方法となり、これによつて直接生産者の經營資金が生産部門への投下から奪はれると同時に、甚だしきに至つては地主の手から再び高利貸附資本として農村に現はれる。次に、占領地區關係三省に於ける押租額を記する。

第四十一表 蘇・浙・皖三省に於ける每畝押租額

(瞿明宙、前掲書)

省別	普通	最高	最低	押租	
				畝	租
江蘇省	一〇・五元	四〇・〇元	一・〇元		
浙江省	三・〇元	五・〇元	一・〇元		
安徽省	五・〇元	三〇・〇元	一・〇元		

この外、副租として、普通の小作料以外に、例へば江蘇省吳縣に於いては「脚銷」・「力米」・「例米」、浙江省に於いては「田婆雞」・「鵝租」・「田主馬食穀」・「脚米」等の附加的貢納を徵收するなどもあり、所謂「封建的遺制」は隨所に見られる。

六、農民負擔

支那農民の貧困と相並んで、農民の負擔する公租公課の苛重は、周く知られてゐる處である。從來、田賦正税は各省主要税源の一であり、また田賦附加税は縣財政收入の大宗となつてゐたが、それ等の税額の高率、科則の複雑、税目の繁多は、反覆される災荒、深刻化する農業恐慌にも増して、農民をして空死せしめんとしてゐたものである。茲では簡単に、左に諸税捐に關する統計を一括して掲げて、参考に供するに止める。(田賦の詳細研究に就いては、「上海野元之助氏稿『支那田賦制度と地稅整理』」をみられよ)

第四十二表 省財政からみた田賦收入の歲入總額に対する割合 (各省平均)
(國民政府主計處『歷年歲入預算及概算表』)

省別	民國二十二十年度	二四・五二%
	同二十二年一度	二九・九八%
	同二十二年一度	三〇・一九%
	同二十四年一度	三〇・七一%
		三〇・五一%

第四十三表 各省田賦正税科則差異表

(天野元之助氏『支那の田賦制度所載』)

省	平均正賦科則(畝)	最高科則	最低科則	最高最低の開き
江蘇省	一角九分餘	二元〇五分	二厘〇五毫	一〇〇〇倍
浙江省	一角七分餘	八角	一厘	八〇〇倍
安徽省	一角四分	九角〇九厘九毫	四分三厘	二二倍強

第四十四表 田賦附加狀況表 (A)

(李建昌『縣財政收入制度之檢討』『中山文化教育館季刊』第四卷第一期民國二十六年四月)

省名	田賦附加總額	田賦附加の縣收入に於ける百分比
江蘇省	一三、八八五、〇九〇元	七七・四六%
安徽省	四、七〇九、三七六元	七〇・三七%
江寧省	六五七、四九三元	八六・六〇%

中支占領地農業經濟概観

同	江	無	鍋	六八二、五〇五元
浙	嘉	興		一四九、七九〇元
徽	當	塗		一五一、三五三元

六一・九五%
六九・七六%

第四十六表 田賦附加稅目數

(鄒枋「中國田賦附加的種類」『東方雜誌』第三十一卷第十四號)

省	別	田賦附加稅目數
江蘇	十四七	七三
安徽	二五	

第四十七表 崇明縣に於ける諸稅實收費の實例 (時事新報民國二十三年三月五日所載)

(1) 省教育專款每兩折徵銀	一角九分
(2) 地方補助行政費每兩折徵	二角
(3) 地方特捐	五角
(4) 公安經費	一角
(5) 教育費	四角
(6) 新案教育費	三角
(7) 自治費	三角
(8) 新案自治費	一角
(9) 積貢費	五分
(10) 慈善費	八分
(11) 教育實業費	五分
(12) 繫路專款每畝帶徵	五分
(13) 普通畝捐	八分
(14) 公 安	五分
(15) 當 部	五分
(16) 地 方	二分
(17) 市鄉行政畝捐	二分
(18) 農業改良捐	二分
(19) 慈善畝捐	五厘
(20) 積貢畝捐	五厘
(21) 警察隊畝捐	五厘
(22) 公安行政畝捐	五厘
(23) 保衛團畝捐	七分九厘八毫
(24) 清丈費	一角

752
178

第四十八表 無錫縣に於ける諸稅實收費の實例 (民國二十年)

(余霖、「江南農村叢落的一個案引」『新創造』民國二十一年七月)

平田每畝の納稅額

正 稅	省 稅	縣 稅	鄉 稅
徵 收 費	地 方 費	○、四四〇三元	○、四四〇三元
附 稅	普 及 教 育 費	○、〇九四四	○、〇九四四
	教 育 武 捐	○、〇一六七	○、〇一六七
	警 察 武 捐	○、一二	○、一二
	築 路 費	○、〇五	○、〇五
	抵 補 預 算	○、〇三	○、〇三
合 計	農 業 改 良 武 捐	○、〇一	○、〇一
		○、九六六元	○、九六六元

七、農 村 副 業

以上見來つた如く、中支占領地區農民の過半は飢餓的零細農耕を營み、彼等の年支出はその零細收入を超過し、

年々「赤字財政」を繰返しつゝあつた。而して彼等がその收支を償ふ爲には、力盡きて地主・高利貸の下に趨り、身自ら借債隸農的境遇に縛縛せられるに至るを常としたが、然し、兎も彼等は、先づ第一には、一方、字義通り猶額大の耕地の上に獵がみつく爲にその驚くべき勞働集約農耕をいよいよ集約化し、他方、過剩勞働力の利用による副業乃至勞働力そのもの販賣によつて、生計の補充を計らんとする。殊に占領地區に於いては、他の地方よりも貨幣經濟の農村浸透が深化してゐる故に、農家經濟に於ける副業の重要性は看過し難いものがあつた。

副業の意義

中支占領地區農村の農家經濟に於いて、從來、副業、或は廣く農業外收入が、如何の程度の重要性を占めてゐたかに就いては、信據するに足る全般的資料は、皆無と言つてよい状態である。只、何等かの傾向を知る爲の参考として、次の二資料を錄する。

第四十九表 農家收入來源百分率表

(C. B. Malone and G. B. Taylor: *The Study of Chinese Rural Economy*, 一九二三年調査、一九二三年刊)

省 別	家 内 及 び 手 工 業	勞 賃	農 業 收 入	其 他 收 入
浙 江	七〇%	一一・四%	六一・五%	八・二%
江 苏	三〇	五一	七九・二	八・八
安 徽	一〇	一一・五	五九・二	八・八

第五十表 農業外收入の源泉別額

(ロッジング・パック、『支那農家經濟研究』東亞經濟調査局譜本一三一頁)

地名	收入の源泉とその百分率			平均收入 (單位:元)
	農業外收入を有する農家の割合	貸土地の賃貸	工家業内	
安徽懷遠	七四%	六二%	一%	
來安	三六%	三八%	二〇%	
宿	三二%	三二%	一四八	
江浙	三六%	三六%	一	
同*	三四%	三六%	一	
武進	三四%	三六%	一	
蘇	二七%	二七%	一	
鹽	二二%	二二%	一	
七〇	二一%	二一%	一	
一〇	一九%	一九%	一	
一二	一八%	一八%	一	
三四	一七%	一七%	一	
二七	一五七%	一五七%	一	
八四	一四四%	一四四%	一	
五六	一三二%	一三二%	一	
三九	一三九%	一三九%	一	
四六	一六三%	一六三%	一	
五六	一七九%	一七九%	一	
三九	一七九%	一七九%	一	
二七	一三七%	一三七%	一	
二八	一六六%	一六六%	一	
七二	一三七%	一三七%	一	
七三	一三七%	一三七%	一	
七四	一三七%	一三七%	一	

* 淳化鎮

** 太平門

以上の二表は何れも、遺憾にも、全經營の平均數しか示してゐない。従つて、一層それに依存すること多かるべき零細耕作者に於ける副業の意義を、全然知るを得ない。而も、農業收入と農業外收入との區別及び農業外收入そのものの類別が、必ずしも判然とはしない。このことは、中支占領地區内に於ける養蠶業の重要性を思ふ時、絶大の缺陷を持つ。然し兎に角、第四十五表からは、農家收入に於いて家内工業は比較的微細な部分を占めるに過ぎないこと、勞賃收入が著しい役割を演じてゐること、第四十六表からは、全農戸數の約半數は農業外の源泉から、幾

つかの收入を有してゐることを知り得る。

副業類別

占領地區内に於いて、從來、如何なる種類の副業か行はれてゐたか。これについては、中央農業實驗所が民國二十四年二月に爲した調査資料がある。

第五十一表 各種副業を經營する農家の總農家に對する百分率

(『農情報告』第四卷第十一期、民國二十五年十一月)

副業種類	省名			副業種類	省名		
	江蘇省	安徽省	浙江省		江蘇省	安徽省	浙江省
紗	一七・七%	一九・五%	一六・四%	編織	二二・七%	二二・〇%	一六・四%
草	一九・五%	一九・五%	一六・四%	土	一六・一%	一六・一%	一六・一%
繩	一三・〇%	一三・〇%	一三・二%	繩	一〇・八%	一〇・八%	一〇・八%
布	一六・一%	一六・一%	一六・三%	土	一四・九%	一四・九%	一四・九%
蜂	一三・二%	一三・二%	一六・三%	繩	二・九%	二・九%	二・九%
魚	六・三%	六・三%	一八・四%	繩	二・九%	二・九%	一八・四%
蠶	一八・四%	一八・四%	一三・五%	繩	一五・九%	一五・九%	一五・一%
飼	一五・一%	一五・一%	一三・五%	繩	一五・九%	一五・九%	一五・一%
備	一五・九%	一五・九%	一五・一%	繩	一五・九%	一五・九%	一五・一%
備(日 備取)	一五・九%	一五・九%	一五・一%	繩	一五・九%	一五・九%	一五・一%
備(日 備取)	一五・九%	一五・九%	一五・一%	繩	一五・九%	一五・九%	一五・一%

五一

割 柴 草 業 兼 業 裁 縫	一四・一 九・七 七・二 五・三	一五・三 一五・四 四・九 七・〇	三一・七 一一・〇 六・七 五・一
--------------------------------------	---------------------------	----------------------------	----------------------------

即ちこの表に據れば、蘇・浙・皖三省を通じて、最も普及してゐる副業は、養蚕業・紡糸織布業・日傭取・柴草刈等である。

副業の状況

以上の如く、中支占領地区内農村の副業は種々雑多であるが、然し最近數年來は、支那はその特殊な社會經濟的諸矛盾を包含せる儘世界經濟恐慌に捲き込まれ、逼迫せる農民の生計補充の爲の副業も、その嵐の真前に突立たされて、氣息奄々の状態にあつた。今、同じく中央農業實驗所の調査により、副業の興衰の状況を見るに、次の如くである。

第五十二表 近年來各種副業興衰之比較 (報告に依る興衰の次數)
(『農情報告』第四卷第十一期、二十五年十一月)

副業別	省別	江蘇省	安徽省	浙江省
興	一〇	一〇	六	五
衰	一〇六五	三四五	五七二	八四

製土磚	編草鞋、草繩	紡紗織布	養蜂	養魚	養蠶
平興	襄平興	襄平興	襄平興	襄平興	襄平
二二七	二九六三	七六三	二〇四三	二二九四三	一〇六五
六二	一四二四	二六六四	一三七一	一六九一八	三四五
八四	三一九一五	二二三六	一九七八	一八六二	五七二

編織草帽繩	幫傭	割草	兼業小商販	兼業木匠	兼業裁縫	調查縣數	省別	浙江
一六	二二	三八	五九	一二	四一	二五	江蘇	五
一一	一一	一〇	一五	一五	一八	三三	三	三五六六
二二	二二	二八	二八	二五	一八	一四	三	三五三三
二二	二二	一四	一四	一四	一四	一四	五	三八二七
一六	一六	一四	一四	一四	一四	一四	六	三八一七
一六	一六	一四	一四	一四	一四	一四	七	三五二六二六
二二	二二	一四	一四	一四	一四	一四	八	一五二五
二二	二二	一四	一四	一四	一四	一四	九	一五二五
二二	二二	一四	一四	一四	一四	一四	十	一五二五

兼業裁縫	調查縣數	省別	浙江
一四四九	一四	江蘇	五
三四九六	三四	三	三五六六
一四四九	一四	五	三八二七

八、農家負債

既に第四段に於いて、我々は、占領地區農家の收支の一班について若干の考察をなし、その際、支那農民の過半が、僅かに糊口をうるほさんとするも、尙ほ且つ、高利貸の下に趣らざるを得ぬ所以をみた。今茲に、再び土地委員會の十六省百六十三縣百七十四萬五千餘戸の農戸調査に據つて、中支占領地區農家の負債状況を觀るに、次表に示すが如く、江蘇省には戸数の五〇%，浙江省六〇%，安徽省六六%の農家が大小の借債を擔ひ、その一戸当たり平均負債額も、それそれ、江蘇省一五五元、浙江省一五八元、安徽省一一八元となつてゐる。

第五十三表 蘇・浙・皖三省負債農戸數及負債額表（民國二十四年）

（全國土地調查報告綱要民國二十六年一月）

當平均負債額	負債戶中一戸	負債總額	白負債戶數	白負債分率	負債戶數	調查總戶數	調查縣數	省別	浙江
一五二五	一五二五	一九九一四四三七	三五二六二六	三五二六二六	三五三三	三八二七	五	江蘇	五
一五二五	一五二五	一九九一四四三七	三八二七	三八二七	三八二七	三八二七	三	三	三五六六
一五二五	一五二五	一九九一四四三七	一五二五	一五二五	一五二五	一五二五	一	五	一五二五

中支占領地農業經濟概観

安 級

三

支那農業

五六

五六

八九〇二年

二二六四二

二二七九

十六省總計

一七

支那農業

五六

五六

二二七九

尙ほ、前掲表に就いて注目すべきは、十六省平均の毎戸負債額が約一一三元なるに、江蘇・浙江二省のそれは遙かに之を凌ぎ、察哈爾省の一六五元を除いては、十六省の高位を占めてゐることである。一般に、中支は北支に較べてその生活程度が高いとせられ、事實さうには相違ないけれども、生活程度の低い北支の諸省では、例へば山西省一〇七元、山西省六三元、河南省六〇元と、農家の毎戸當り負債額が平均より遙かに低く、稍高い河北省でも一八元なるに反し、生活程度の高い蘇・浙の農戸の負債が却つて多額であると言ふ逆の現象を呈してゐるが、此はそれだけ中支農村の生活關係の複雜性を物語る。次に農家負債の原因に就いてみると、同じく土地委員會の報告に據れば、次表の如くなつてゐる。

第五十四表 農家負債の原因
(全國土地調査報告綱要)

用 途	別	十 六 省			一 六 三 縣	
		日 常	生 活	結 婚	病 病	葬 葬
舊 債					一五・四五%	
還 還					一三・〇一	
租 租					一四・六〇	
稅 稅						
農 業						
業 資						
商 工						
投 資						
缺 損						
天 災						
人 災						
災 禍						
		一三・三七				
			四・三四			
				一八・〇三		

冠婚葬祭の爲の負債の多いことは、日本のそれにもみられる、傳説と因習の裡に生きる農村生活を描出するものであらうが、兎に角、支那の農家負債が、その多くは日常生活、婚葬、天災人禍、果ては舊債の利息拂ひや租税に起因してゐると言ふ事實は、次段に於いてみる「農村金融」も、我々が一般に金融として考へる生産諸條件の改良の爲、或は正常な再生産過程の保證の爲の資金融通ではなくして、日用消費乃至は偶發的需要資金の融通を主體として行はれるものなることを示してゐる。
然し、支那の農家負債の性格、或は寧ろ支那農村の性格自體を、最も端的に表現するものは、農家借款に於ける利息の酷薄さである。

高利貸附資本は、高度の發展段階にある資本主義諸國の經濟の内部に於いても、進歩に後れた産業諸部門や、又は近代的生産様式への推移に逆らう産業諸部門に於いて、相應の役割を演じてゐるとは言へ、支那に於いては、今尚ほ農家借款の凡ては高利貸附性によつて貫串されてゐるのである。今、次に掲げた土地委員會の報告に據つてみ

ても、年利二割以下の借款は全體の五分の一に足らず（江蘇一三・五%，浙江一九・八%，安徽四・六%），最も普通のものは二割から二割五分迄のものである。而もこの表に據れば、場合によつては十割以上にも達し得た譯であつて、高利貸附資本の跋扈は眞に驚嘆に値ひする。

第五十五表 蘇・浙・皖三省農村利率表（年利）

〔全國土地調查報告綱要〕民國二十六年一月

省別	貸 借 戶 數		無利 息		未滿 一五%		一五 至一九%		一九 至二九%		二九 至三九%		三九 至四九%		四九 至五九%		五九 至六九%		六九 至七九%		七九 至八九%		八九 至九九%		九九 以上%	
	總戶數	無利息	未滿一五%	一五至一九%	一九至二九%	二九至三九%	三九至四九%	四九至五九%	五九至六九%	六九至七九%	七九至八九%	八九至九九%	九九以上%	調查不明												
江	江	江	江	三六・七	〇・三%	一・二%	七・七%	一・七%	五・九%	三・二%	二・三%	〇・三%	〇・三%	一・七%												
浙	浙	浙	浙	一・六	〇・三	一・三	四・六	一・四	一・七	一・三	一・七	〇・三	〇・三	一・七												
安	安	安	安	一・七	〇・三	一・三	四・七	一・四	一・七	一・三	一・七	〇・三	〇・三	一・七												
徽	徽	徽	徽	一・七	〇・三	一・三	四・七	一・四	一・七	一・三	一・七	〇・三	〇・三	一・七												
十六省平均				一・七	〇・三	一・三	四・七	一・四	一・七	一・三	一・七	〇・三	〇・三	一・七												
十六省平均				一・七	〇・三	一・三	四・七	一・四	一・七	一・三	一・七	〇・三	〇・三	一・七												

次に、中央農業實驗所の報告をも掲げる。

第五十六表 蘇・浙・皖三省農家の借款利率表（年利）

〔農情報告〕第二卷第十一期、民國二十三年十一月

省名	報告數	借款件數	借款利率	(百分比)				
				一割—二割	二割—三割	三割—四割	四割—五割	五割以上
江	江	江	江	四・三	一・二	一・一	一・一	一・一
蘇	蘇	蘇	蘇	四・三	一・七	一・七	一・七	一・七
浙	浙	浙	浙	三・二	一・七	一・七	一・七	一・七
安	安	安	安	三・二	一・七	一・七	一・七	一・七
徽	徽	徽	徽	三・二	一・七	一・七	一・七	一・七
二十二省平均				三・二	一・七	一・七	一・七	一・七
二十二省平均				三・二	一・七	一・七	一・七	一・七

尙ほ、支那農村の落後性、或は支那農村に滯留する封建制を示顯する他のも一つのものに、穀債或は借款（糧食貸借）がある。中央農業實驗所が、各省縣所在の農情報告員よりの報告を蒐集整理して發表せるところでは、この形態の借款の普及状態は次の如くなつてゐる。

第五十七表 蘇・浙・皖三省錢債及び穀債農戶百分比表（民國二十二年）

〔農情報告〕第二年第四期民國二十三年四月

省名	報告縣數	錢債農戶	穀債農戶	(百分比)	
				五二%	五七%
江	江	江	江	四・二	五・七%
浙	浙	浙	浙	三・一	六・三%
安	安	安	安	二・二	五六%
徽	徽	徽	徽	一・八	四五%
二十二省平均				五・六%	五・六%

即ちこの表によれば、自己の生命を維持すべき食糧にさへもこと缺き、高利貸の門を叩いて之を借り受けるものが、全農戸の五〇%の多きに達してゐる。かかる糧食貸借に於いては、貸附の場合には收穫前の農作物の高價格が

計算の基礎とされ、支拂の折には收穫後の低價格が基礎とせられ、斯くして現物形態の貸借の場合には、貨幣形態の場合よりも、一層高率の利子を伴ふことになるが、今、天野元之助氏蒐集の糧食貯借の資料中より、中支占領地區内の若干例を次に掲げる。

第五十八表 中支占領地區内穀債の例

場所	名稱	内容	容
江蘇省 同	常熟	一粒八、一粒九 一粒半、一粒四	米一石を貯して糙米一石八斗或は一石九斗を徴する 晚春、初夏に白米或は糙米一石を貯し、秋收後に一石五斗或は一石四斗を徴する。
浙江省 吳興 吳興震澤 麗水	嘉善 同 借轉斗米	放農米 生穀	冬期米一石を貯し、秋收時に米一石三、四斗を徴する 早春米一石を貯し、秋收時に云石を徴する 春三斗或は四斗の米を貯し、冬期に一石にして還さしむる
安徽省 含山	稻	債	二、三月の候に一百斤を貸し、新穀百四十斤乃至百五十斤を徴する
皖北地方	青麥子帳		春米一担を貯して秋稻三担を徴する、又冬米一担を貯して秋稻四担を徴する 春荒時麥七升を貸して、新麥收穫時に麥一斗或は洋一元を徴する

斯くて支那の農民は、一度び高利貸附業者の爪牙に懸つたが最後、彼等は最早これから逃れることは出来ない。高い利子が彼等の膏血を吸ひ盡し、彼等の手許には餓餓線上を上下するだけの生活資料も満足には残されない。而も自然的災害にもあれ、新税にもあれ、或は疾病・匪害・強制徵發にもあれ、天災人禍は彼等に絶えず新しい借金を餘儀なからしめ、債務は増大する一方であつて、遂には完全に零落し、流氓或は土匪となるよりしか生存の道はないことになる。

九、農村金融

上節に於いて我々は、中支占領地區農民の五〇—七〇%が貨幣及び現物による負債を餘儀なくされ、而も其等の貸借關係の全てを貫串するものは、常に苛酷なる高利貸付性であり、地主・商人・豪紳・官吏・寺院・當舗等の貸主と、借主たる貧農及び中農との關係は、封建的滓渣と言はんよりは、寧ろ、現時に於ける支那農村の封建制支配自體を示顯するものでさへあることを指摘した。

今度は、實業部中央農業實驗處によつて發表された、農民の借款借入先調によつて、占領地區農村の金融が如何なる種類の擔當者によつて運用されてゐたかをみやう。

第五十七表 蘇・浙・皖三省農民の借款來源表（民國二十三年一月調）

(『農情報告』第二年第一期、民國二十三年十一月)

省 名	縣報 數告		借款來 源 次數	銀行	借 款 來 源		私 人
	農 戶	四 四			銀 行	合作 社	
江 蘇	四 四	四 四	六 六	一 一	一 一	一 一	一 一
浙 江	三 三	三 三	五 五	一 一	一 一	一 一	一 一
安 徽	一 一	一 一	一 一	一 一	一 一	一 一	一 一
二十二省平均	全 全	全 全	全 全	全 全	全 全	全 全	全 全
	一 一	一 一	一 一	一 一	一 一	一 一	一 一
	二 二	二 二	二 二	二 二	二 二	二 二	二 二
	三 三	三 三	三 三	三 三	三 三	三 三	三 三
	四 四	四 四	四 四	四 四	四 四	四 四	四 四
	五 五	五 五	五 五	五 五	五 五	五 五	五 五
	六 六	六 六	六 六	六 六	六 六	六 六	六 六
	七 七	七 七	七 七	七 七	七 七	七 七	七 七
	八 八	八 八	八 八	八 八	八 八	八 八	八 八
	九 九	九 九	九 九	九 九	九 九	九 九	九 九
	十 十	十 十	十 十	十 十	十 十	十 十	十 十
	十一 十一	十一 十一	十一 十一	十一 十一	十一 十一	十一 十一	十一 十一
	十二 十二	十二 十二	十二 十二	十二 十二	十二 十二	十二 十二	十二 十二
	十三 十三	十三 十三	十三 十三	十三 十三	十三 十三	十三 十三	十三 十三
	十四 十四	十四 十四	十四 十四	十四 十四	十四 十四	十四 十四	十四 十四
	十五 十五	十五 十五	十五 十五	十五 十五	十五 十五	十五 十五	十五 十五
	十六 十六	十六 十六	十六 十六	十六 十六	十六 十六	十六 十六	十六 十六
	十七 十七	十七 十七	十七 十七	十七 十七	十七 十七	十七 十七	十七 十七
	十八 十八	十八 十八	十八 十八	十八 十八	十八 十八	十八 十八	十八 十八
	十九 十九	十九 十九	十九 十九	十九 十九	十九 十九	十九 十九	十九 十九
	二十 二十	二十 二十	二十 二十	二十 二十	二十 二十	二十 二十	二十 二十
	二十一 二十一	二十一 二十一	二十一 二十一	二十一 二十一	二十一 二十一	二十一 二十一	二十一 二十一
	二十二 二十二	二十二 二十二	二十二 二十二	二十二 二十二	二十二 二十二	二十二 二十二	二十二 二十二

上掲表に據つてみると、數年來、南京國民政府當局者や銀行資本家に依つて提倡されてゐる「農村復興」「資金歸農」も、聲ばかりで實際は、銀行の農業貸款も合作社の放款も、餘り大きなものでなかつたことが解る。然しそれでも、江蘇省では前者が八・八%、後者が五・六%を占め、兩者とも全國の平均水準を遙かに抜いてゐること(就中、銀行貸款は全國第一位)が、注目されてよからう。元來、支那に於いては、近代的農業金融の體系が曲りなりに立ちられたのは、近々十數年來、否數年來のことなのであり、それが江蘇省に於いて最も發達してゐると言ふことは、現代支那に於いて占める同省の文化的地位の一端を示すものであり、その發達のテンボは一概に無視は出來ない。而も銀行の農業放款は、農業實驗處調査の後愈々增加の傾向にあつたと推定して差支へない。尤も、銀行や合作社が貸出業額を示せば、次の如くである。

を爲す場合には、確實なる擔保を必要とするのであるが、それを有するものは富裕な農家だけであり、貧農及び中農はその利用から遮断されてゐることを銘記すべきであるが。

兎まれ、中支占領地區内農村に於いては、農村金融は、主として、地主・富農・商人・錢莊・當舖によつて擔當せられてゐたことは、前掲表に於いても重ねて明示せられる。だが、これ等のものの高利貸付性は先に指摘せる處故、次には、その普及と利用の方面からみて、今尙ほ貧農・中農の重要な金融機關たる典當に就いて一瞥しよう。

前掲の「農民借款來源表」に據れば、典當は農村金融上に於いて、浙江省十八・五%，浙江省一六・二%，安徽省六・九%となつて居り、蘇・浙二省に於いては、他省に優つて民衆に利用されてゐる。今、兩省の典當資本及び營業額を示せば、次の如くである。

第六十表 蘇・浙二省に於ける典當資本、營業額表

(天野元之助氏「農村金融上に於ける當舖的地位」『滿蒙』昭和十二年十一月)

省 名	軒 數	資 本 額	貸付資本額
江 蘇	一八三	八、八三六、二〇〇〇元	一〇、八九一、〇〇〇元
浙 江	一四六	五、二六八、五〇〇元	一四、九三七、四三六元

備註、本表は『中國實業誌』「江蘇省」及び「浙江省」に據つて作製せられたるもの。尙ほ、『中國實業誌』は安徽省の分は未だ出版されてゐない。

而して、これ等の典當を利用するものは、無論主として農民であるが、浙江省内海寧・嘉興・平湖・海鹽の四縣に於ける調査は、左の如くなつてゐる。

第六十一表 浙江省四縣に於ける民衆の典當利用率表
(中國經濟年鑑民國二十三年版)

縣名	項別	海寧				嘉興				平湖				海鹽			
		金額	件數														
農民	百元以上	三五〇	一七五														
市民	五十元以上	一五〇	七五														
小商業者	二十五元以上	一五〇	七五														
手工業者	十元以上	一五〇	七五														
其の他	五元以上	一五〇	七五														
計	一元以上	一五〇	七五														
	半元以上	一五〇	七五														
	半元以下	一五〇	七五														
	合計	一五〇	七五														

斯く典當は、簡易なる庶民金融の機關として、主として農民によつて利用せられるものであるが、利用者は農民の中でも、特に貧農或は中農であることは、その質草の零細さより推測し得る。

第六十二表 浙江省内四縣に於ける質入狀況表
(中國經濟年鑑・民國二十三年版所載)

地名	項別	海鹽				嘉興				平湖				海寧			
		金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數
海鹽	百元以上	五〇〇	一〇〇	四〇〇	九〇	三〇〇	七〇	二〇〇	五〇	一〇〇	二〇	八〇	二〇	七〇	一五	六〇	一五
	五十元以上	四〇〇	九〇	三〇〇	七〇	二〇〇	五〇	一〇〇	二〇	八〇	二〇	七〇	二〇	六〇	一五	五〇	一五
	二十五元以上	三〇〇	七五	二〇〇	五〇	一〇〇	二五	八〇	二〇	七〇	一五	六〇	一五	五〇	一五	四〇	一五
	十元以上	二〇〇	五〇	一〇〇	二五	八〇	二〇	七〇	一五	六〇	一五	五〇	一五	四〇	一五	三〇	一五
	五元以上	一〇〇	二五	八〇	二〇	七〇	一五	六〇	一五	五〇	一五	四〇	一五	三〇	一五	二〇	一五
	一元以上	一〇〇	二五	八〇	二〇	七〇	一五	六〇	一五	五〇	一五	四〇	一五	三〇	一五	二〇	一五
	半元以上	一〇〇	二五	八〇	二〇	七〇	一五	六〇	一五	五〇	一五	四〇	一五	三〇	一五	二〇	一五
	半元以下	一〇〇	二五	八〇	二〇	七〇	一五	六〇	一五	五〇	一五	四〇	一五	三〇	一五	二〇	一五
	合計	一〇〇	二五	八〇	二〇	七〇	一五	六〇	一五	五〇	一五	四〇	一五	三〇	一五	二〇	一五

即ち上掲表に據れば、五元以下一元以上が殆んど件數の半ばを占める。而して典當の利息は、地方と種類によつて高低はあるが、各省市一・八九八軒の調査では、大體月一分乃至三分(天野元之助氏前掲稿)と言はれ、中支占領地區に於いて特に安いとも思へぬから、結局貧農・中農は、典當に於いても高利貸付資本の收取から脱れることは出来ない。

十、結言

屢々言はれる如く、支那の民衆、就中、農民は、その長い歴史を通じて、彼等に君臨する支配者とは直接に結び

つくことなく、強力なるマンダリニズムの下に忍從し、歴代王朝の興亡にも、外來民族よりの征服にも、深く留意せずして、その獨特の社會生活を營爲し來つた。然し、これ等の無智鈍重なる農民も、それ等の官人支配の秕政が、彼等の精神的・肉體的忍從の限度に到達した時、一揆の形態を探つて、活潑なる農民鬪争を廣汎に展開せることは、歴史の示す處である。嘗つての元や清が、比較的短時日に支那全土を征服したのも、此等の農民の動きを、或る程度利用したからだとも言はれる。

惟ふに、今次事變に於いて皇軍の齎せる戰果と、その進出の神速振とは、目ざましい限りではある。だが、この皇軍の輝ける勳功をして完全に結實せしめるや否やは、一重に、支那社會の、厖大な農民大衆を主要內容とする、民衆獲得の問題如何にかかる、と言つても過言ではない。而も、我々の當面してゐる支那農村は、「等質」或は「同一」社會を形成してゐた元代或は清初の農村ではない。既に我々の見來れるが如く、中支占領地區農村に於いては、耕地の不足と細分化、而もその不均衡なる分配は、夙に農民の社會分化を明示して居り、他方、此に地主の專制自恣的收取、高利貸付資本の跳梁等の封建制支配が絡まり合ひ、同時に、農村を、否支那自體を取り巻む半殖民地的諸條件が作用して、農村の性格を異常に複雜ならしめてゐる。その社會・政治生活に於いても、一應は近代的思想のバステスマを受けて居り、殊に、南京政府の勢力地盤をなしてゐた關係上、「拂日教育」は徹底し、他方、赤化宣傳も熾烈であり、土匪・流氓も、嘗つての單純なる百姓一揆とは可成に質を異にしてゐると見なければならぬ。従つて、今後採らるべき農民對策も彼等の性質に對應した聰明なものであらねばならない。

752
178

752
178

752
178

昭和十三年五月三十日印刷 定價金四拾錢

昭和十三年六月一日發行 上海黃浦濱路二四號

發著作兼 伊藤武雄
印刷人 上海南寧路三〇〇號
印刷所 上海海寧路三〇〇號
發行所 上海黃浦濱路二四號
發賣所 上南兩洲鐵道株式會社

上 海 藥澤印刷所
北 四 川 路 次
內 山 書 店
發 賣 店

